

[ドラ割] ツーリングプラン
「東北・三陸コース」利用約款

2024年3月25日制定
東日本高速道路株式会社
宮城県道路公社

第1条（通則）

本約款は、東日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）と宮城県道路公社（以下「公社」といいます。）が実施する「ツーリングプラン（東北・三陸コース）」（以下「本商品」といいます。）について適用します。

第2条（定義）

本約款の中で使用する用語は、それぞれ次の各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条に定める、自動車に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETCシステム利用規程第3条に定める、ETC車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

第3条（対象車両）

本商品は、ETC無線通信により通行が可能な道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条における小型自動車のうち二輪自動車または軽自動車のうち二輪自動車（いずれも側車付二輪自動車を含む。以下「二輪車」といいます。）を対象とします。

第4条（申込期間等）

本商品の申込期間は、2024年3月25日（月）14時から2024年11月30日（土）までとします。

- 2 本商品の利用期間は、2024年4月1日（月）から2024年11月30日（土）までの間のうち、事前に申込みした利用開始日を含め連続する最大2日間（利用開始日の0時からその翌日の24時まで）とします。
- 3 各通行が利用期間内の通行に該当するかの判定は、入口料金所または出口料金所の通過日時をもって行います。
- 4 本商品の料金は、当社が国土交通大臣に届出を行い公告した額とします。

第5条（申込方法等）

本商品を利用する場合は、「会員制ドラ割」会員規約に同意の上、当社が定める所定の会員登録をし、この

約款に定める事項を承諾の上、利用開始までにインターネットにて申込みください。本商品申込み前の走行については本商品の適用を受けません。適用の判定は、申込日時と通行料金を支払う料金所の通行日時をもって行います。なお、申し込みの際は利用開始日、申込者氏名、メールアドレス、連絡先電話番号、E T Cカード番号、E T Cカードの有効期限及び車載器管理番号を登録してください。

2 当社は、登録の受付が完了したことを確認した時には、登録内容を確認したことを知らせる電子メールにより申込者へ通知するものとします。当社及び公社は、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって申込みが成立します。

3 本商品は、次の各号の一を満たさない場合は、前項の規定にかかわらず申込みを無効とし、第7条第1項に定める通行に該当するときであっても、当社及び公社は、通常の料金（E T C時間帯割引が適用される場合、E T C時間帯割引適用後の料金。以下同じ。）の支払いを受けます。

- 一 登録したE T Cカードを利用していること（当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が大口・多頻度割引制度のために発行するE T Cコーポレートカードは利用できません。）
 - 二 登録が正しく行われ、内容に誤りが無いこと
 - 三 登録したE T Cカードの名義が本商品の申込者またはその家族等であること。E T Cカードの名義が法人名義の場合は、本商品の申込者がその法人またはその法人の社員であること。
- 4 E T Cカードの利用の可否はクレジットカード会社及び六会社の取り扱いによるため、この約款に基づく本商品の受付は、登録したE T Cカードによる有料道路の利用を保証するものではありません。

第6条（登録内容の変更）

本商品の申込みが成立した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合は、第13条第2項に定める解約を行った上で、再度インターネットで申込みください。

第7条（利用方法）

本商品は、申込みの際に登録した利用期間に限り、別表1に定める区間（以下「周遊エリア」といいます。）のI C相互間を回数制限なく通行できます。

2 本商品を利用する場合は、登録したE T C車載器を取り付けた二輪車で通行してください。登録したE T C車載器を取り付けた二輪車以外の自動車で通行したことが確認された場合は、当社及び公社は、各通行について通行された車種区分の通常の料金の支払いを受けます。

3 料金所では、登録したE T CカードをE T C車載器に挿入し、E T CレーンをE T C無線通信により通行してください。登録したE T Cカードと異なるE T Cカードで通行した場合は、当社及び公社は、通常の料金の支払いを受けます。

4 入口料金所のE T Cレーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンで通行券を取り、出口料金所及び本線料金所では一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンの料金所係員に登録したE T Cカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所及び本線料金所のE T Cレーンが閉鎖され通行できない場合は、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンの料金所係員に登録したE T Cカードをお渡しください。

第8条（請求等）

当社及び公社は、登録した利用期間における前条第1項の最初の通行に対し本商品の料金の支払いを受けます（当社及び公社は、本商品の対象となるその他の通行にかかる料金の支払いを受けません。）。なお、E T Cマイレージサービスの還元額がある場合は、E T Cマイレージサービスの還元額から本商品の料金の支

払いに充当します。

2 本商品の対象となる各通行にかかる料金所の路側表示器の表示、E T C 車載器の料金表示及び音声案内の料金表示は通常の料金となります。

3 「E T C 利用照会サービス」またはE T C マイレージサービスの還元額明細に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細は確定時に次のとおりとなります。

① 登録した利用期間における周遊エリアの I C 間の最初の通行は入口 I C 名が「企画割引」となり、通常の料金が本商品の料金となります。

② 登録した利用期間における周遊エリアの I C 間の 2 回目以降の通行は消去されます。

4 クレジットカード会社またはE T C パーソナルカード事務局（E T C パーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、登録した利用期間における周遊エリアの I C 間の 2 回目以降の通行にかかる走行明細は記載されません。

5 E T C パーソナルカードは、支払いの済んでいないご利用金額の合計額（本商品の料金を含みます。）が、E T C パーソナルカード利用規約に定める利用限度額を上回りますと、利用停止となる場合があります。

第 9 条（他の割引との適用関係）

E T C マイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。

2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。

3 本商品は、前 2 項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。

4 本商品の対象となる各通行がE T C マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。

第 10 条（E T C マイレージサービスの特別ポイントの付与）

2024 年 4 月 1 日（月）から 2024 年 11 月 30 日（土）までの期間における、月曜日から金曜日までの間の平日のみを利用期間として申込み、第 7 条第 1 項に定める通行を行った場合、E T C マイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額 10 円毎に 1.5 ポイント付与するものとします。

2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 20 日までに付与します。

第 11 条（適用対象外及び無効）

各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社及び公社は、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。

- 一 登録した E T C カード以外のものを使用したとき
- 二 登録した二輪車以外の自動車で通行されたことが確認されたとき
- 三 本商品が最初に適用された走行の二輪車と異なる二輪車で走行したとき
- 四 入口料金所及び出口料金所のいずれも登録した利用期間以外の日に通行したとき
- 五 入口料金所を利用期間内に通行した場合であっても、利用期間最終日の翌々日の 24 時までに出口料金所を通過しなかったとき
- 六 第 7 条第 1 項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、周遊エリア内外の料金所相互間を行った場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者にかかる通常の料金の支払いを受けます（E T C 時間帯割引にかかる入口時間、出口時間の判定は分割前の入口時間、出口時間となります。）。また、入口料金所、出口（または本線）料金所ともに周遊エリア外のときは、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商

品の適用外となります。

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社及び公社は、利用期間の全ての通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。また、当社供用約款及び公社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社及び公社は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第26条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。

- 一 セットアップされたETC車載器を自動車に取り付けずに通行したとき
- 二 登録した1枚のETCカードを同時に2台以上の自動車に使用したとき
- 三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

第12条（同時に適用要件を満たす他の商品の申込みがある場合の取扱）

本商品と利用日が重複する他の商品（当社以外の有料道路事業者が取り扱うものや、ツーリングプランの他のコースを含みます。）の申込みがある場合、商品間に特定の適用順序を付けることなく適用します。ただし、当社及び公社が実施する他の商品と、利用日及び周遊エリアのいずれも重複する申込みをした場合は、申込者の意図しない企画割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。この場合、当社及び公社における料金修正等は、一切行いません。

2 二輪車定率割引とツーリングプランを重複して申込みがある場合は、ツーリングプランを優先して適用します。ツーリングプランが適用されない走行（ツーリングプランの対象エリアをまたいだ走行における区間外分を含みます。）について、二輪車定率割引の割引適用要件を満たす場合は、二輪車定率割引を適用します。

第13条（解約等）

登録した利用期間に登録したETCカードで第7条第1項に定める通行をした場合は、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。ただし、自然災害等により本商品の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。

2 利用開始の前までに申し出があった場合に限り本商品を解約できます。
3 前項に定める解約が行われない場合も、登録した利用期間に登録したETCカードで第7条第1項に定める通行がなかった場合は、申込時に遡って解約したものとし、当社及び公社は、本商品の料金の支払いを受けません。

第14条（個人情報の保護）

本商品の申込者の個人情報は、当社及び公社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

第15条（免責事項）

当社及び公社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一 当社及び公社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 二 当社及び公社の責めに帰することができない通信上の障害または事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 三 当社及び公社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害または事故により、本商品の申込者

- の個人情報が漏えいし、改ざんし、または窃取されたとき
- 四 通行止め等の規制または渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 五 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 六 登録した E T C カードの利用が停止されたとき
- 七 車両の故障等、当社及び公社の責めに帰することができない事由により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

第16条（約款の変更）

- 当社及び公社は、特別の事情により、この約款を変更することがあります。
- 2 当社及び公社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社及び公社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。
- 3 当社及び公社は、第1項の変更によって本商品の申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

附則

この約款は、2024年3月25日（月）14時から施行します。

別表1

道路名	区間
東北自動車道	仙台南 I C～花巻 I C
仙台北部道路	富谷 I C～利府 J C T
仙台東部道路	名取 I C～仙台港北 I C
三陸自動車道	仙台港北 I C～鳴瀬奥松島 I C
釜石自動車道	花巻 J C T～東和 I C
秋田自動車道	北上 J C T～北上西 I C
仙台南部道路	仙台南 I C～仙台若林 J C T